

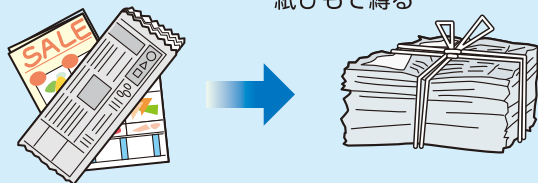


古紙・古布リサイクル（民間の回収）

古紙（新聞、チラシ、段ボール、雑誌、雑がみ等）や古布は、資源として再生することができます。
古紙や古布の資源化にご協力ください。

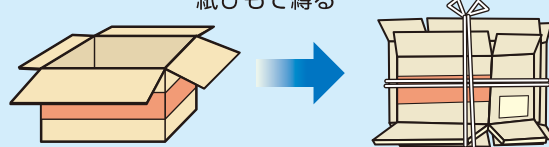
●新聞紙・チラシ

新聞紙とチラシを一緒にして
紙ひもで縛る



●段ボール

つぶして持ち運べる程度に折りたたみ、
紙ひもで縛る



⚠ 波形の中芯入りは段ボール、それ以外の板紙は雑がみへ。

●雑誌・雑がみ

- 封筒 ●菓子箱 ●ティッシュの箱
 - 紙袋 ●包装紙 ●メモ用紙
 - トイレトペーパーの芯など
- ※窓付き封筒のビニールや
セロハンは取り除いてください



取っ手が紙でできた袋や封筒を使って
中身が出ないように紙ひもで縛る。
メモ用紙・名刺などの
小さな紙は、まとめて
紙袋に入れたり、
雑誌にはさんで出す。



●牛乳パック

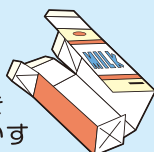


「紙パック」マークがついています。

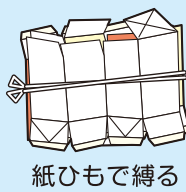
水洗いする



切り開き
よく乾かす



紙ひもで縛る



●防水加工紙

（アイス・ヨーグルト・飲料の紙製容器など）



防水加工が施された紙で、
ツルツルとした手触りのものです。
「紙」マークがついています。
（内側にアルミ加工がしてあるものは除く。）

水洗いする



集団回収や古紙回収ボックス等に出すことができない、カレンダーなどの**金属やプラスチックなどがついた紙に**
ついては、資源ごみ・埋立ごみの日に「雑がみ」として出すことができます。

ホチキスやクリップが付いたままのプリントや窓あき封筒、アルバムなども捨てられますので、ぜひご利用ください⇒P4

1 PTAや子ども会などの地域の集団回収を利用する

集団回収とは、家庭から出る古紙、古布などの資源を、PTA、子ども会、自治会などが集め、回収業者に引き渡す活動です。

①新聞・チラシ②段ボール③雑誌・雑がみ④古布⑤牛乳パック⑥防水加工紙に分けて、地域で行われる集団回収の時に紙ひもで縛って出してください。

※回収の品目や日程等については、各団体にお問い合わせください。

2 公共施設に設置された古紙・古布等回収ボックスを利用する

①新聞・チラシ、②段ボール、③雑誌・雑がみ、④古布を回収するコンテナが常設されています。

①～③は種類ごとに紙ひもで縛って出してください。④はビニール袋に入れて出してください。

※回収ボックスの場所・内容等については、変更する場合がありますので、最新の状況は袋井市ホームページをご覧ください。

場 所	住 所	新 聞 チラシ	段ボール	雑誌・ 雑がみ	古 布 (衣類のみ)
市 役 所 庁 舎 西 側	新屋一丁目1-1	○	○	○	○
浅羽支所北側駐車場	浅名1028	○	○	○	
中遠クリーンセンター	岡崎6653-192	○	○	○	

⚠ 設置されているボックスから回収物を持ち去ったり、回収物以外の物を絶対に入れないでください。

【古布回収ボックスについて】

〈回 収 対 象〉 市役所：衣類

〈回収対象外〉 汚れや臭いがついた衣類、濡れた衣類、ふとん、枕、マットレス、カーペット、シーツ等

3 たすけあい遠州の古紙回収を利用する

雑がみを含む古紙（カタログ・チラシ・教科書・ノート・お菓子の箱など）、牛乳パックを回収（5kgごとに、白い紙ひもで縛る）しています。

回収場所・日時

市役所北駐車場（西側）
毎月第2水曜日・第4土曜日 午前9時～午前10時

⚠ ※新聞・段ボールは回収していません。

交換品

古紙 5kgでトイレトペーパー 1個
古紙 10kgでティッシュペーパー 1個
牛乳パック2.5kgでトイレトペーパー 1個



4 店舗等に設置された古紙・古布等回収ボックスを利用する

古紙・古布だけでなく資源ごみも無料で持ち込むことができる回収ボックスが常設されていますので、ごみの減量とリサイクルの推進のためにご利用ください。

※回収ボックスの場所・内容等については、袋井市ホームページをご覧ください。

探そう！近くの古紙回収ボックス

市内には、たくさんの古紙回収BOXがあります。
お買い物のついでに出せる場所を探してみましょう！
こちらから古紙回収ボックスの場所をご覧ください。



ごみの持ち去り行為

平成28年度より、資源ごみの持ち去りは静岡県警察にて「窃盗罪」として取り扱うこととなりました。

各自治会の収集場所からごみを持ち去る行為を発見した時は、日時、場所、車種、車体の色、ナンバーなどを控え、「110番」してください。ただし、自ら声かけして注意をしたり、不審車両を追跡したりすることは、危険を伴う場合がありますので絶対におやめください。

不法投棄は犯罪です

ごみをみだりに捨てることは、ごみの不法投棄にあたる犯罪です。市では、不法投棄を防止するためパトロールやごみの撤去を行っています。山間部や河川敷などの不法投棄が後を絶ちません。

不法投棄を見つけたら・・・

ごみの不法投棄現場を目撃、発見した時は、日時、場所、捨てられた物、量、車種、車体の色、ナンバーなどを下記へご連絡ください。

ただし、注意をしたり、不審車両を追跡したり、無断で私有地に立ち入ることは、危険を伴う場合がありますのでおやめください。



連絡先

◆袋井警察署 TEL 0538-41-0110
◆袋井警察署中央交番 TEL 0538-42-3700
◆袋井警察署浅羽交番 TEL 0538-23-3032
◆袋井警察署山梨交番 TEL 0538-48-6702

◆市役所廃棄物対策課 TEL 0538-84-6057
◆浅羽支所市民サービス課 TEL 0538-23-9211

【参考】不法投棄をした場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第25条の規定により、「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」という処罰が科せられます。

違法な不用品回収業者を利用しないでください。

不用品回収業者とは…家庭で不用になった物を回収する業者です。軽トラックなどでスピーカー放送等を行いながら家の周りを巡回したり、空き地等に拠点を構え無料回収の看板を立てたりしています。

- ①家電リサイクル法により、消費者には家電4品目をメーカー等に引き渡しリサイクルする義務が課せられています。
- ②ほとんどの業者がフロン、鉛などの有害物質を適切に処理せず、国内外で環境汚染を引き起こしています。
- ③回収業者は廃棄物収集運搬業の無許可営業の可能性があります、トラブルや犯罪に巻き込まれる事例が全国的に多数報告されています。

※廃棄物を家庭から回収し、運搬、処理するには市の許可が必要です。「産業廃棄物処理業の許可」、「古物営業の許可」、「貨物運送事業」の許可では、家庭のごみ（一般廃棄物）を収集・運搬・処分することはできません

☆無許可での廃棄物の回収行為は重大な犯罪行為です！

- 粗大ごみを出す際は、中遠広域粗大ごみ処理施設へ直接お持ちいただくか（⇒P11へ）、市で行っている粗大ごみ戸別収集（⇒P13へ）をご利用ください。ただし、取り扱いできない廃棄物もありますので、ご不明な場合は、廃棄物対策課 ごみ減量推進係（☎0538-84-6057）までご連絡ください。